



令和7年12月24日

江南市長 澤田和延様

江南市特別職報酬等審議会
会長 土井謙



市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員報酬の額について（答申）

令和7年11月19日付け7江秘第2211号で諮問されましたこのことについて、当審議会は2回にわたり慎重に審議した結果、下記の結論を得ましたので、ここに答申します。

記

1 給料及び報酬の額

区分	職名	現行額	改定額	差額	改定率
給料額	市長	961,000円	974,000円	13,000円	1.35%
	副市長	816,000円	822,000円	6,000円	0.74%
	教育長	727,000円	732,000円	5,000円	0.69%
報酬額	議長	532,000円	536,000円	4,000円	0.75%
	副議長	485,000円	488,000円	3,000円	0.62%
	議員	450,000円	453,000円	3,000円	0.67%

2 審議会開催状況

第1回審議会 令和7年11月19日

第2回審議会 令和7年12月24日

3 審議経過及び内容

令和7年11月19日、江南市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、本審議会は市長から「市長、副市長及び教育長の給料の額並びに議会の議員報酬の額について」諮問を受けた。

現行の額は、平成29年度審議会の答申を受け、平成30年4月1日に改定され、令和元年度、3年度及び5年度に開催された審議会の答申を受けて据え置かれたもので、前回の答申から概ね2年を経過するため改定の要否について検討を要請されたものである。

本審議会においては、2回にわたり公開の会議を開催し、近年の経済情勢の変動、

県内各市における報酬等の状況や人口規模、財政状況等の把握に加え、一般職の給与額等との比較、市議会の活動状況等を踏まえ、市民の視点から総合的かつ客観的に検討し、公平かつ妥当な結論を得るため、慎重に審議を行った。

市長の給料については、市の財政力指数が県内 37 市中 32 位と下位に位置していることから、引き上げに懸念を示す意見もあった。しかし、物価上昇や企業の賃上げという社会経済情勢を考慮するとともに、市長については平成 11 年 4 月の改定以来据え置きが続いており、県内の他市と比較すると給料月額が低い水準にあることを踏まえ、引き上げを実施するべきであるといった意見が多く出された。また、改定率については、人事院勧告や県内自治体の動向から、1.4%程度が妥当であるとの意見が出された。

副市長及び教育長の給料については、財政状況が厳しい中で、給料月額は県内 37 市中 16 位及び 15 位と市長ほど低くない水準にあることから、引き上げに対して慎重な対応を求める意見があった。しかし、民間企業では厳しい経営環境の中でも給与を引き上げていることや、優秀な人材を確保するための競争力を保つためにも、引き上げを実施するべきであるといった意見が出された。また、改定率については、財政への負担に配慮し、市長の改定率の半分の 0.7%程度が妥当であるとの意見が出された。

議長、副議長及び議員の報酬については、いずれも報酬月額が県内 37 市中 19 位であり、副市長及び教育長と同様に低くない水準にあることが指摘されたが、物価上昇や民間企業の賃上げといった社会経済情勢を考慮するとともに、市の発展のための議員活動に対する期待と、県内自治体の動向から、副市長及び教育長と同様に 0.7%程度引き上げることが妥当であるとの意見が出された。

本審議会としては、特別職の報酬等の額について、これらの意見や審議の内容を踏まえ、関連する諸情勢や特別職の報酬等のあり方を総合的に勘案した結果、市長の給料を 1.4%程度引き上げ、副市長及び教育長の給料並びに議長、副議長及び議員の報酬を 0.7%程度引き上げることが適当であるとの結論に達した。

4 付帯意見

当審議会については、社会情勢や市の財政状況の変化に対応できるよう、2年に1回は開催して意見を求めるよう配慮されたい。